

群馬大学大学院理工学府太田キャンパス運営委員会規程

平成29. 9. 13 制定

改正 令和 6. 5. 8 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院理工学府太田キャンパス運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 運営委員会は、太田キャンパスにおける教育の充実、研究の推進及び産学連携の推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 運営委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 太田キャンパスの運営に関すること。
- (2) 太田キャンパスの産学連携の推進に関すること。
- (3) 太田キャンパスの施設の使用に関すること。
- (4) 太田キャンパスの予算に関すること。
- (5) その他太田キャンパスの目的を達成するために必要な業務

(組 織)

第4条 運営委員会の構成員は、産学連携推進部門の教員及び産学連携推進部門長が指名する者をもって組織する。

(議 長)

第5条 運営委員会に議長を置き、産学連携推進部門長をもって充てる。

(事 務)

第6条 運営委員会の事務は、副課長及び庶務係において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、学府長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。